

令和2年第2回海部地区環境事務組合議会定例会会議録

令和2年11月25日海部地区環境事務組合議会定例会は、海部地区環境事務組合新開センター2階大会議室に招集された。

1 応招議員は、次のとおりである。

1番	伊藤恵子	2番	森口達也
3番	真野和久	4番	山岡幹雄
5番	佐藤高清	6番	平野広行
7番	山内隆久	8番	岩本一三
9番	下方繁孝	10番	吉田正昭
11番	井田晴己		

2 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3 出席議員は、次のとおりである。

1番	伊藤恵子	2番	森口達也
3番	真野和久	5番	佐藤高清
6番	平野広行	8番	岩本一三
9番	下方繁孝	10番	吉田正昭
11番	井田晴己		

4 欠席議員は、次のとおりである。

4番	山岡幹雄	7番	山内隆久
----	------	----	------

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは、次のとおりである。

管理者	愛西市長	日永貴章
副管理者	弥富市長	安藤正明
副管理者	津島市長	日比一昭
副管理者	あま市長	村上浩司
副管理者	大治町長	村上昌生
副管理者	飛島村長	加藤光彦
副管理者	愛西市副市長	鈴木睦
副管理者代理	蟹江町副町長	河瀬広幸

監査委員	あま市副市長	早川安広
会計管理者	愛西市会計管理者	伊藤栄二
事務局長		山田善根
次長兼総務課長兼出納室長		渡辺和宏
八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長		八神正宏
新開センター所長兼上野センター所長		村上雄二
八穂クリーンセンター所長代理		大森雅勝

6 職務のため会議に出席したものは、次のとおりである。

総務課主幹兼出納室主幹 大木孝介

7 会議事件は、次のとおりである。

日程第1		議席の指定について
日程第2		会議録署名議員の指名について
日程第3		会期の決定について
日程第4	認定第1号	令和元年度海部地区環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第5	議案第6号	海部地区環境事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第6	議案第7号	令和2年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算(第2号)について
日程第7		一般質問
日程第8		諸般の報告について

8 審議内容

(午後 2時30分 開会)

○議長

皆さん、こんにちは。

御多忙中のところ御参集くださいますして、誠にありがとうございます。

本日の出席議員は9名でございますので、定足数に達しております。ただいまから令和2年第2回海部地区環境事務組合議会定例会を開会いたします。

なお、欠席の届けが出ている議員は山岡幹雄さん、山内隆久さんです。

この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者(愛西市長)

皆さん、こんにちは。

本日、令和2年第2回定例会を招集申し上げましたところ、公私ともお忙し

い中御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日予定をしております案件につきましては、令和元年度一般会計歳入歳出決算の認定について、条例の一部改正1件及び令和2年度一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

十分な御審議を賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶と代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議 長

ありがとうございます。

今回、愛西市において組合議員の改選が行われました。選出された議員の仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

また、事前に配付しました資料と本日配付資料の確認を事務局にいたさせます。

○次長兼総務課長兼出納室長

それでは、配付させていただきました資料につきまして確認をさせていただきます。

事前配付としまして、認定第1号「令和元年度海部地区環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」、令和元年度主要な施策の実績報告書、過去3年実績、議案第6号「海部地区環境事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正について」、議案第7号「令和2年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第2号）について」及び経過報告です。

本日議席に配付しましたのは、議事日程、議員名簿及び質問通告書です。

お手元にお持ちでない方は、お手を挙げていただきましたら職員がお配りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議 長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

全員お持ちであることが確認をされました。直ちに議事日程の順序に従い、会議を進めます。

なお、組合議会会議規則により、質疑は同一議員につき同一議題について簡潔明瞭に、3回までとさせていただきます。また、質疑に当たっては自己の意見を述べないようよろしくお願いいたします。

日程第1、「議席の指定について」を行います。

今回改選された新議員の議席の指定は、会議規則第3条の規定により、お手元に配付してあります議席のとおりとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議席の指定はお手元に配付してあります議席のとおりといたします。

日程第2、「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において1番 伊藤恵子さん、2番 森口達也さんを指名いたします。

次に、日程第3、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日1日といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

続きまして、日程第4、認定第1号「令和元年度海部地区環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

事務局より提案理由の説明を求めます。

○次長兼総務課長兼出納室長

認定第1号、令和元年度海部地区環境事務組合一般会計歳入歳出決算につきまして、組合議会の御議決をいただきました予算をもって執行してまいりましたが、ここに決算書としてまとめ、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、監査委員の意見をつけ、議会の認定に付するものでございます。

なお、決算の説明につきましては、11月20日の議案説明会で説明させていただきましたので省略させていただきます。よろしく願いいたします。

○議 長

説明は終わりましたが、併せて監査委員から決算審査の報告並びに審査意見の発表をお願いいたします。

○監査委員

それでは、監査委員を代表しまして、決算審査の結果報告及び審査意見を述べさせていただきます。

決算書の2ページをお願いいたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、令和元年度海部地区環境事務組合一般会計歳入歳出決算及び実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに関係証書類、諸帳簿類を令和2年8月25日に下方監査委員とともに審査した結果を御報告申し上げます。

計数については、歳入歳出関係諸帳簿及び証拠書類の審査を実施した結果、決算の計数は正確であり、内容も適正でありました。

次に、予算執行の状況であります。歳入は、本組合の主要財源であります市町村負担金をはじめ、ごみ処理手数料、電力売却収入などその他の歳入につ

いても収入未済額は生じておらず、良好に歳入されておりました。

歳出につきましては、ごみ処理業務及びし尿処理業務はおおむね適正に処理され、それらに伴う予算執行についても適正に行われています。そうした中、施設の一部において機器の故障が散見されることから、未然にトラブルを防止し、施設の維持管理と安定操業に努めるよう求めました。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、構成市町村の財政は一層厳しい状況が予想されることから、またさらには基幹改良工事に伴う起債の償還中でもあることから、電力売却収入などの財源を確保するように努めるとともに、歳出削減のため効率的な施設管理と運営を行うよう求めたところでございます。以上でございます。

○議 長

決算審査の報告並びに審査意見の発表は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○1 番（伊藤恵子君）

11ページの資源物売却収入というのが、昨年度よりかなり落ち込んでいるんですけど、昨年度1,458万あったのが227万となっているんですが、その状況をお聞かせいただきたいのと、決算で3問ですか。

○議 長

そうです。3回までですね。

○1 番（伊藤恵子君）

それと、21ページの最終処分場の運営費なんですけど、この11節の需用費が予算に対してかなり不用額が、半分ほど不用額になっているんですけど、この辺を教えてください。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

まず1点目でございますが、資源物売却収入につきましては、買取りの単価が下がったことによるものでございます。鉄の単価が、平均の単価で申しますと平成30年度が1万6,969円、令和元年度が2,170円でございます。トン当たりでございます。

あと、21ページの最終処分場の需用費の残額でございますが、主なものは修繕料でございます。修繕の件数が少なかったことによるものでございます。

○1 番（伊藤恵子君）

あと、委託費なんですけど、いろんな委託業務の入札をされているんですけど、この入札の予定価格の決め方なんですけど、例えば10月に入札された騒音・振動調査業務委託料というのは、予定価格が124万7,200円に対して決定が48万と。最高額も73万7,000円という、予定価格とすごく差が大きいと思うん

ですね。こういうのが結構ちよくちよくあるんですけど、予定価格の決め方はどのように決められるのかということと、他市とか他事業所の参考というか、そういうものも考慮しながら予定価格をつけるのか、その辺の予定価格の決め方を教えていただけますか。

○次長兼総務課長兼出納室長

予定価格につきましては、第三者の建設物価やそれらのものを設計したものを参考に予定価格を立てております。

入札と差があるんじゃないかということですが、例えば何年も続けて入札で差があるようでしたら、それらを参考にすることもありますが、あくまでも設計は第三者の建設物価や労務単価などを参考にしております。

○1番（伊藤恵子君）

入札関係で、後の補正予算にも関連してくると思うんですけど、10月30日にNo.1の低速回転式破砕機油圧モーター整備業務委託として、近畿工業さんが268万で整備業務の委託を落札されているんですけど、これが後で減額補正になると思うんですけど、これって決算書にはどのように反映しているのか。委託料としては入っていてマイナス補正がまた来るのか、決算書のどこを見たら、この近畿工業さんは、入札執行調書で……。

令和元年度の10月、この決算の間に落札をされているんですけど、この決算書にはどういうふうに反映されるんですか。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

No.1低速回転式破砕機の油圧モーターの整備でございますが、決算書19ページの13節委託料、破砕設備整備業務委託料の中に含まれてございます。

○1番（伊藤恵子君）

ここにあって、今度の補正予算でマイナスになるということなんですかね。

○次長兼総務課長兼出納室長

令和元年度なので、もう補正予算は今度ではないです。ちょっと今は手元に補正予算書がないのであれなんですけど、違っているかもしれないです。

○議長

他にありませんか。

○6番（平野広行君）

財政調整基金について伺いたいんですが、31年度、2億4,000万積立てですね。たしか30年度におきましても2億8,000万ぐらいの積立てがあって、順調に不用額を積み立てるというふうな格好で、18億7,100万円という残高になっておるわけですが、これの数値の考え方はどういうふうに、この額が適当と今思ってみえるのか、適正ですか。

各市町村においては、今コロナ禍でいろいろなことで財政調整基金の残高に

ついでと言われております。こういった中で、各市町村においてはどんどん下がっている。そういった中で、こういった事務組合においてこの額というのは適当であると今思われているのかどうか、まず1点目、伺います。

○次長兼総務課長兼出納室長

財政調整基金につきましては、主な目的としまして組合構成市町村の負担金が上がらないように財政調整基金は使っていきたいと思っております。そういった中で、主な目的としましては、まず八穂クリーンセンターに破碎設備がありまして、近隣の一宮や稲沢などで火災がありましたように、ああいう大きな事故があると、例えば稲沢市さんですと20億ぐらい修繕料がかかっております。また、八穂クリーンセンターだけでなく、新開センター、上野センターも施設が老朽化しております。大きな整備が発生する年度があるかもしれませんので、そういう年度で市町村の負担金が大きく増えないよう基金を使っていきたいと思っております。

あと、もう一点、組合につきましては、退職手当組合に加入しておりません。現在ですと、加入するには大体約3億円プラス1割の事務負担金みたいな形で3億3,000万ほどかかることになっておりますので、それも財政調整基金の積立ての目的となっております。退職手当組合の加入につきましては、今組合も高年齢層が若干残っておりますので、そこが定年退職しますともう少し加入金も下がってきますので、そのときには退職手当組合に入るのかどうか再度検討はしていきたいと考えております。以上でございます。

○6番（平野広行君）

今の答弁の中で、各市町村からの負担が増えないような形でということをおっしゃいましたが、各自治体どこでも首長さんがお見えになるんですけど、来年度の市税収、こういったものについては大変不安があると思うんですよ。そういった中で、例えばこの負担金を1年間、単年度に限って2分の1なり3分の2なりというふうにできるという、そういうふうにはならないんでしょうか。その点については、どういうふうに考えてみえますか。

○事務局長

今、議員の指摘は、単年度に限りでも市町村の財源を少なくするために負担金を極端に減らすことはできないかというお話でございましたが、先ほど次長が話したとおり、各施設が老朽化してございます。大きな事業が重ならないように中長期計画を立てて、各施設大きな修繕等は平準化するようにしておりますが、それでも重なる事業というのはございますので、5年、10年後を見据えますと、今そのように財調を取り崩しますと5年後ぐらいから極端に上がる年がどんどん出てまいりますので、当組合といたしましては、短期で財調を出して負担金を下げるといふふうには考えておりません。

ただ、今言いましたように中長期計画では、ここ少なくとも5年ぐらいは、負担金は総額では変わらないような形で計画は立てております。

○議 長

他にありませんか。

○3番（真野和久君）

それでは、それぞれ2点ほど質問したいと思いますが、先ほど伊藤恵子議員の質疑の中でも入札予定価格の質疑がありましたけれども、今回も例えば21ページの委託料で行くと施設清掃業務委託料が倍ぐらいになったりとかというように増えている一方で、同じところで行くと施設機器の点検委託料などは2分の1以下とか、各槽コンクリートの診断業務などもほぼ3分の1ぐらいになっているわけで、委託料が。そういったものというのは、先ほど基本的に予定価格は建築の資材価格やなんかの見積りでやっていますよという話でしたけれども、やっぱり何らかの原因があって増えたり減ったりとかしていると思うんですが、その点についての説明をお願いしたいというのが1つ目の質問です。

それから、もう一つ、先ほど平野議員の質問で財政調整基金の話がありましたが、やはりかなり積み立てているので、いろいろと当然整備に関して、それから修理に関して大きな負担がかかることは分かるんですけども、組合としてどのぐらい基金があれば大体やっていけるかなというのを、そういっためどみたいなものとかというのは考えているのかについてお尋ねしたいと思います。

○新開センター所長兼上野センター所長

先ほどの真野議員の御質問のし尿関係の施設機器点検委託料などが少なくなっているという御質問がございました。こちらのほうのものとしたしましては、令和元年度上野センターの施設機器点検委託を精査したことによるものでございます。なぜ精査したかと言いますと、元年度の点検対象機器が点検前に故障いたしましたので、施設への搬入、受入れを停止することなく職員で対応ができましたので、委託の点検を中止いたしました。以上です。

○次長兼総務課長兼出納室長

財政調整基金が幾らが適切かと考えているかという質問でございますが、一つのめどとしましては、先ほど申しましたとおり稲沢市さんで破碎機の火災事故があったという件で、その件で20億近く工事費がかかっているということで、その20億ぐらいが一つのめどかなと考えております。以上です。

○議 長

よろしいですか。

他にありませんか。

[挙手する者なし]

他にないので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

最初に原案に反対の方の発言を許します。

○1番（伊藤恵子君）

令和元年度一般会計歳入歳出決算に反対の立場で討論いたします。

平成30年度から始まった第2期基幹的設備改良工事について50億円かけるということで、これは予算当時から対象機器とか整備等本当に必要なものとなっていくのか、算出根拠も明確になっていないのではないかと私どもは考えております。また、工事は当初長寿命化として5年延長する延命措置だと聞いておりましたけれども、地元の皆さんとの協定を指摘されると急遽この延命をしないということで、2032年までということになりました。今年も、令和元年度決算も2年目の工事として11億2,617万円が執行されておりました、この点では予算当初から反対しておりますので、決算でも反対といたします。

○議 長

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

討論も尽きたようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第1号「令和元年度海部地区環境事務組一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、認定第1号「令和元年度海部地区環境事務組一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定されました。

続きまして、日程第5、議案第6号「海部地区環境事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○次長兼総務課長兼出納室長

それでは、議案第6号「海部地区環境事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について」提案理由を申し上げます。

提出させていただきました議案は、令和2年人事院勧告の趣旨を踏まえ、期末手当の支給割合を改定するため、所要の規定の整理をするものです。

内容については、議案末尾の要綱にて御説明をさせていただきます。

改正内容としましては、第1条関係は、一般職の職員並びに特定管理職員の期末手当の支給月数を年間0.05月分引き下げ、一般職の職員は1.25月に、特定管理職員は1.05月にするものです。

第2条関係は、職員の期末手当の6月期及び12月期の配分の見直しをするも

のです。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、第2条の改正規定は令和3年4月1日から施行するものです。

以上で提案説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○1番（伊藤恵子君）

これで全体で幾らぐらいの影響額があるのかということと、1人当たり平均どのぐらい下げられることになるのでしょうか。

○次長兼総務課長兼出納室長

全体ですと、約60万円ぐらいの予定となっております。1人当たりの平均ですと、1万7,000円です。以上です。

○議長

よろしいですか。

他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論もないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号「海部地区環境事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第6号「海部地区環境事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第6、議案第7号「令和2年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○次長兼総務課長兼出納室長

議案第7号「令和2年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第2号）」につきまして御説明をさせていただきます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億704万円とする

ものでございます。

8、9ページをお願いします。

詳細につきましては、歳出から御説明をさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額90万1,000円の増額です。3節職員手当等70万3,000円の増額は人事異動によるもの。12節委託料19万8,000円の増額は、税制改正に伴い年末調整の計算方法が変更となるためシステムの改修をするものです。

3款処理場費、1項ごみ処理費、1目運営費、補正額146万1,000円の増額です。3節職員手当及び4節共済費の増額は人事異動によるもの。10節需用費1,600万円の増額は、故障や動作不良など不具合が多く発生するため、修繕料の増。14節工事請負費1,655万2,000円の減額のうち、ごみ焼却炉耐火物改修工事は、施工範囲が増えたことによるもの。No.1低速回転式破碎機油圧機器改修工事は、破碎機油圧ユニットが故障し、本工事とは別に追加で大規模な補修を行わないと復旧できないため、契約を解除したことによるものです。

3款処理場費、5項環境対策室費、1目運営費、補正額287万円の減額は、人事異動によるものです。

6、7ページに戻っていただきたいと思います。

歳入について御説明をさせていただきます。

6款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金50万8,000円の減額は、歳出額が減少したことにより基金を取り崩す必要がなくなったことによるものです。

次に、2ページをお願いします。

第2表の継続費補正の変更でございます。八穂クリーンセンターのNo.1低速回転式破碎機油圧機器改修工事の契約を解除したことにより、総額を64万9,000円として、令和元年度を64万9,000円、令和2年度をゼロ円とするものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○1番（伊藤恵子君）

今回のマイナス補正をしておりますNo.1低速回転式破碎機のこれなんですけど、これでは直せないよ、6,000万ぐらいかかるという見解をこの前説明会で説明していただいたと思うんですけど、その6,000万円かかるという、確実な復旧には別途6,000万円必要というのはどこの見解なのか。先ほど決算のとき

に落札された近畿工業が整備業務委託を請け負ったんですけど、そこがそのような見解を出したのか、どこが見解を出されたんですか。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

現設備の製造メーカーであります。設備の製造メーカーの見解でございます。三菱重工でございます。

○1番（伊藤恵子君）

整備委託は三菱重工は落札をしなかったんですよね。近畿工業が落札をしたのに、なぜ三菱重工がこのようにかかるよということを書いてきたのかということと、正式文書でどのようなことで整備をしても直らないよと言ったのか。今度、この説明では電動式に換えるとおっしゃるんですけど、4年前に1億円ほどかけた本体があるわけですよ。それがたった4年でなくしてしまうというか、それよりも6,000万の油圧式の工事のほうが、本体全部換えると1億5,000万かかるということなので、6,000万円で直したほうが私はいいんじゃないかと思うんですけど、その辺はどのように判断されたんですか。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

破碎設備の整備業務に関しましては、油圧モーター単体の整備を近畿工業に行わせたものでございますので、三菱重工とは関係がございません。

あと、現設備を6,000万をかけて直したほうがいいのではないかという御質問でございますが、現設備を6,000万かけて直したとしても、また同じ海外製の部品を使って整備が1年とか半年とかという長期間かかりますので、そういったことを考慮して、また未来の整備計画も考えたときに、電動式に更新をしたほうがコスト的にメリットがあるという判断をいたしまして、そういった方向へ進めていくものでございます。

○1番（伊藤恵子君）

さっき単体を整備するために近畿工業に出したのであって、この単体が直らないという見解が、何で三菱が見解を出すのかが私はちょっとよく分からないんですけど、近畿工業がきちんと整備ができるかどうかというのは全く見解はいただいていないということなのか、それと6,000万かけてと言っても、2回直しても1億2,000万ですよ。時間がかかるという問題が一つあるかも分からないけど、でも、電動式にするメリットというか、やっぱり4年前に本体を1億円ぐらいかけて直したばかりというのが私は非常に気になるんですけど、この辺はもっとどのようにしたらいかにコストが下げられて、有効的に活用できるかということを考えていかなきゃいけないと思うんですけど、この辺の御見解をお願いいたします。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

油圧モーターの整備を近畿工業に出したのは、破碎設備の駆動をさせる

油圧モーターの部分を単体で整備させたものでございまして、今回故障しているのがそこに油を送る油圧装置のほうが故障したものでございますので、そちらは三菱重工の見解を求めたものでございます。

あと、将来的なコストを総合的に判断をして、電動式のほうが点数が少なく、また海外製も使っていないということで、メンテナンスが容易であるために電動式の選択をしたものでございます。

○議長

他にありませんか。

○3番（真野和久君）

まず一つ目として低速回転式破砕機の復旧についてですけれども、先ほど言ったように答弁ではモーター単体が近畿工業で、油圧装置は三菱ということで、モーターのほうは基本的に直るといふことなのか、それとも、あと三菱のほうは何を根拠に6,000万ほどの別途工事が必要だというふうに話をしている、その金額を出してきたのかというのを詳しく説明していただきたいのが1つ目です。

それから、先ほど日常点検のチェックの資料は見せていただいたんですけれども、やはりこうしたものを長期に使っていこうと思うのであれば、当然そうした機材というものは表面上大丈夫かどうかだけではなくて、やはり個々の部品とかそうしたものをしっかりとチェックしていかなきゃいけないと思うんですね。実際、焼却炉のほうについては常に点検しながら、オーバーホールしながらやっているわけで、こうした破砕機に関しても定期的に日常的なチェックだけじゃなくて、定期的にオーバーホールをするようなことというのは、やはり今までやってこなかったのかというのが非常に疑問なんですけど、その点についてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、別の話なんですけれども、歳出の9ページの先ほどのごみ処理費の需用費で修繕料が1,600万円、故障が多いのでという話でありましたが、この部分というのはどういったものが今回追加して、どの部分が追加されたのかということについてお尋ねをしたいと思いますが、よろしくお願いします。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

まず、6,000万円の見積りの件でございますが、三菱重工が扱っている油圧メーカー、海外製のメーカーなんですけれども、そちらに確認をさせて、部品を相当数交換しないと確実な復旧ができないということでございましたので、6,000万円の見積りが出てございます。

今までの整備は事後保全ですね。事が起こってから保全をするという整備方法を採用しておりましたので、故障や不具合があつてからそこを直すということをやっておりました。そうすることによって、コスト的にメリットがあるとい

うことで今までそうしてまいりましたが、だんだんと事後保全では追いつかなくなってきたということがございまして、今は予防保全に切り替えておるところでございます。

修繕料でございますが、今年度は特に電気製品の突発の故障が発生をしております、そういったものの件数が増えておりますので、そういったところの修繕をやっていくものでございます。

○3番（真野和久君）

三菱が、いわゆる海外メーカーのものを扱っていて、それで修繕をしているという話ですけれども、6,000万円であればやってもいいのじゃないかなあというのと思うんですね。それと、先ほどの話で、事後保全から今後予防保全にという話もありましたが、4年前にやった破砕機本体のほうについては修繕をしたわけですけれども、そういったときにやはりしっかりとした全体的なメンテナンスみたいなものがやれなかったということが、今回の故障につながってきたんじゃないかなあというふうに思うんですね。その点についての見解を求めたいと思います。

それから、さっきの修繕料のほうですけれども、電気製品の故障が増えたということですが、例えば具体的に幾つかどんなところが故障したのかというのについて教えてもらえますか。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

4年前に行ったのは破砕機本体の軸の交換でございますので、油圧機器の点検はしておりませんでした。

あと、今年度の電気機器に関しましては、各設備、特にクレーンのインバーターですとか、モーターですとかというところで不具合が発生してございますので、そういったところの修繕を行っております。

○3番（真野和久君）

回転式の破砕機のほうの話ですけれども、本体の点検をしたときに、なぜ、当然油圧も含めて一体的に駆動をしておるのでその点について、なぜそのときに点検を十分にやらなかったのかということを知っているんですけど、その点についての見解を求めます。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

油圧機器に関しましては、そのときは健全に動いておりましたので、そういったところの点検を依頼はしておりません。

○議長

他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

他にないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

最初に、原案に反対の方の発言を許します。

○3番（真野和久君）

今回の補正予算に関しては、大きなものとして低速回転式破砕機の問題と修繕料、また人事給与システム改修業務委託料なども入っていますけれども、特に低速回転式破砕機についての今回の補正に関しては、やはり今の説明を聞いても、やはりなぜ今まで予防保全をやってこられなかったのかということとか、それから本体部分を点検したときに異常がなかったらそれでいいのかということではないと思うので、そうした機器というのは、常に定期的にオーバーホールしていくようなこともやっていく必要があるというのはあると思います。予防保全を考えれば。

そういった点で、もうちょっとこれ、そうした点も含めて考えたほうがいい。ただ、新たに購入するよりも、まだ一応6,000万円で直るのであれば、しばらくそうした形で直していく、本体部分のほうの償却が済むまでは一定そういったことで使っていくことを検討するべきだと考えますので、その点で今回の補正予算に関しては反対いたします。

○議 長

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

他に討論もないようでありますので、これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第7号「令和2年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第7号「令和2年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第7、「一般質問」を行います。

質問方法は一括質問、質疑は3回まで、質問時間は答弁の時間を合わせて1人15分までとします。お手元に配付のとおり進めさせていただきたいと思えます。

順番に発言を許します。

○1番（伊藤恵子君）

それでは、一般質問に入りたいんですが、その前に、この一般質問を通告しましたときに資料請求をさせていただいたんですね。その資料請求が、全く回答がないと。出せないなら出せないとかという返答もないということで、自治体の一般質問では考えられないようなことですので、今後、資料に対してはき

ちんと出していただきたいと思いますので、その点お願いします。

では、今回は清掃工場の操業協定書に関する件として、1点でお伺いしていきます。

1問目は、操業延長または移転について、これまでどのような協議をしてきたのか。協議した経過と参加者、内容。

そして、2点目は、操業延長に関する地元との協議に関する記録等、これらの提出をお願いしていたんですね。地元の皆さんと話し合った日時とか参加者、内容ということもお伺いしたいと思います。

3点目に、協定書には操業期間の延長はないんですね。もう30年で終了と、断定的な協定になっておりますけれども、万が一操業延長した場合は、1日当たり1戸につき1万円支払うことになっています。協定を結んだ鍋田町の稲山138戸ということですが、平成27年に国勢調査で鍋田町は122世帯となっているんですけど、このときから16世帯増えているのか、またその他の地域に入っているのか、この辺もお伺いします。

念のために、協定先の鍋田区自治会というのは弥富市の地縁団体として登録されているのでしょうか。確認をしておきたいと思います。

現協定では、2032年3月31日までに移転しなければ、先ほど言いましたように1日1戸1万円の違約金として、この138戸ということだと1年間で5億379万円支払わなければならないことになっております。残りの12年でこの対応ができる見通しかどうか、このことについて御説明をお願いいたします。

また、協定書の第6条には、操業期間終了の10年前、2022年3月31日、約1年とちょっとしかありませんけど、までに次の建設予定地、鍋田、駒野、上野以外でなければならないと、この協定書に書いてあるわけです。これを鍋田地区自治会に提示しなければならないということなんですけど、あと残り僅かでこういう対応ができるのか。罰則規定はありませんけれども、協定書違反になると思うんですが、この時点で地元の皆さんに裁判を起こされても仕方がないと私なんかは思うんですけど、現在の状況と当局の見解をお伺いします。

この操業協定を直ちに見直ししていただく必要があるのではないかと思うんですけども、昨年11月の私の一般質問に対し、操業協定見直しの依頼文を提出したと回答されました。その内容とその後の状況をお聞かせください。

まず、この辺をお伺いします。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

移転延長についての協議でございますが、操業前の地元との話合いでは、操業期限は設けないよう依頼をしており、30年間で操業協定を締結することとなり、操業開始後運転に問題がない場合、時期が来たら操業期間について協議することとなっております。

管理者会では、平成28年10月18日の会議で次年度に操業期間について協議を申し込むことを確認いたしました。

平成29年6月1日、運営協議会前に管理者から自治会長に協議開始について申入れを行いました。

令和元年7月16日に、地元への協定見直しの依頼文をお渡ししておりますが、操業期間の30年を見直ししていただきたい旨依頼をしております。

地元へ出向いての協議は4回実施いたしました。協議の内容についてでございますが、協議中の内容でございますので、公開は差し控えさせていただきます。

あと、操業協定書の見直しについてなんですけれども、操業期間の見直しの協議内容に沿って協定の見直しも同時に協議をしていきたいと考えております。

あと、違約金の支払いの規定についてでございますが、違約金の支払いが発生しないように事務を進めていきたいと考えております。

あと、今後の進め方でございますが、操業期限の10年前までに操業協定の改正を行うことが一つの目標ではございますが、相手があることでございますので、粘り強く地元と交渉をしてみたいと思います。現在、鋭意協議中でございます。以上です。

○1番（伊藤恵子君）

今のことを先もって資料でお願いしたんですね。書き切れませんよ。どれだけというふうに事が運んでいるのか、後で記録としていただきたいと思えます。

一つ落ちたのは地縁団体かどうかということと、138戸ということの国勢調査では122世帯になっているんですけど、世帯と戸数とはちょっと違うので、138戸の根拠というか、その辺も教えていただきたいということと、あと改定を行う必要があるということで、この件に関して八穂プロジェクトチームがつくられたと聞いたんですけど、どのようなメンバーで組織をされているのか。何かこれまで、このプロジェクトチームで話合いがされているのか、これからされていくのか、その辺のこともお伺いしたいと思います。

管理者から依頼文を出したということなんですけど、管理者の方もこういう地元の皆さんとの協議の場にいらっしゃるのかどうか。この協定書は事務局と結んでいるんじゃないですか。鍋田区自治会の区長さんと環境事務組合の管理者さんと、立会人は弥富市長さんですけど、こういうメンバーは話合いに参加されているのか、その辺もお伺いしたいと思います。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

鍋田の戸数でございますが、138戸と弥富市役所に確認をしております。あと、地縁団体かそうでないかということは、組合としては把握をしております。

ん。あと、管理者が協議に参加したかということですが、管理者と弥富市長が参加した会議が2回ございます。以上です。

○1番（伊藤恵子君）

先ほど、何事も公害協定に違反しなかったら期間についても話し合う余地があるよというのは、きちっとした文書で残っているのか、口約束なのか、その辺のこともお伺いしたいと思うんですね。

それと、地元の皆さんに対して、期間を延長するだけじゃなくて、やはり今の焼却処理場の安全性についてももっともっと理解を求めなきゃだと思っただけなんです。八穂クリーンセンター建設の当時は、ダイオキシン問題でかなり、やっぱり今でもそうですけど、迷惑施設として地元の皆さんに御迷惑をかけていたと思うんですけど、その後、安全性というものが社会的に認められているところとか、今環境省が災害時の拠点として、災害時に地元の皆さんにエネルギーを供給するとか、この辺はゼロメートル地帯ですので環境省からの補助金もあるみたいですので、地元の皆さんが避難できるようなところとか、そういうものもきちんと打ち出しながら地元の皆さんに訴えていくという必要は私はあるんじゃないかなあと思うんですけど、この辺についてどういうふうにお考えなのか、その辺もお聞かせいただきたいと思います。

それで、10年前の2022年3月までにこの協定書を書き換えていただくことがベストといか、そうしなければ協定書違反になるわけですから、ぜひそれまでに、もう今本当に時間がないわけですので、誰が責任を持って進めていくのかと。地元の皆さんをはじめ、議会や各自治体も当事者なんですよね。今話合いだから説明できませんって、何か水面下でやられていると不安でしょうがないんですよ。やっぱり、皆さんに説明責任というのがここにあると思うので、説明をしながら理解を求めていくと。協力できることは皆さんで協力していくと。そういうことをしていけないと、ますますどうなっているのかと。裁判になったらどうするんだという不安があるわけですので、十分な説明責任を果たすべきだと思うんですね。そのために、私は記録も出し惜しみせず、別に無謀に使いたいと思うわけじゃないですので出していただきたいと思うんですが、その辺の安全性、災害の拠点として地元の皆さんの役に立つような、そういう施設にしていくこととか、後をどういうふうに進めていくのか、最後にお聞かせいただきたいと思います。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

操業期間の話合いをするということが明文化されているかということですが、明文化されてはございません。

あと、安全性をどうアピールしていくかということですが、今後、今まででも運営協議会等で公害を出していないよですとかということをおアピー

ルしておりますけれども、今後ともそういったアピールをしていきたいと思
います。

あと、災害時の避難場所等ということでございますが、津波の避難場所に
弥富市から指定をされておりまして、近隣で何かあった場合には八穂クリー
ンセンターへ避難していただくこととなっております。

あと、そういった補助金が活用できるかということでございますけれども、
今後メリットがあるということであれば、そういった補助金も活用してい
きたいと考えます。

あと、誰が責任者かということでございますけれども……。

○事務局長

あと、今後の進め方というのがありましたが、今まででも管理者はじめ7市
町村長の管理者会というのがございまして、管理者・副管理者として入っ
ておりますので、絶えず情報を共有しながら、お話をしながら進めてま
いらいますので、今後もそのような形で進めてまいりたいと思います。

あと、また地元との協議の場では事務局がいたしておりますが、何か大きな
決め事がある場合には管理者・副管理者等に同席してもらって、調印をする
めどには立ち会ってもらうような形を進めていきたいと思
います。とにかく、市町村長さんたちとは情報をしっかり共有しながら進
めてまいりたいと思
います。

○議 長

よろしいですか。

それでは、次、3番 真野和久さん、お願いします。

○3番（真野和久君）

それでは、私のほうから1回目としてSDGsの取組、主に電力の利用につ
いて。それから、2つ目として鹿伏兎町の津島市最終処分場内の土地に関する
件を質問したいと思います。

最初、1点目のSDGsの取組に関してですけれども、国連サミットのほう
で持続可能な開発目標というのが設定されて、当然日本政府も、また各自
治体もそうしたものに取り組んでいく状況であります。もちろん、こうした
エネルギーの問題というのは、発電を通して、非常に環境事務組合にと
っても大事な
ことではないかなというふうに思
います。

当組合では、ごみ焼却熱を利用して発電に取り組んでいますが、こうした
発電は新たな資源を利用しなくて済むし、また焼却熱の活用の点でもある
意味ク
リーンであると言
えると思
います。そうした中
で、固定価格買
取り制度が今
ありますけれども、これも今後廃止
ということ
で、いわゆる
売電価格も
大きく下
がって
いく可能性
もあり
ます。そ
うした中
で、そ
うな
って
くると、
やはり
そ
う
した
電力
を
い
か
に
活
用
す
る
か
と
い
う
と
こ
ろ
で
い
け
ば、
地
域
に
安
く
提
供
し
て
貢
献

をしていくことも検討してはどうかというふうに思います。

例えば、長野市では、現在電力の地産地消、地元でつくって地元で消費するというんですけれども、モデル事業として日立造船を通じてごみ焼却熱の余剰電力を市内の小・中学校に供給する、こうした契約を結んで20年ほどやっていくということが実施されています。そうした取組をこの環境事務組合としてもやっていければいいなあとというふうに思いますので、そうしたことについて質問をしていきます。

まず、第1点目として、八穂クリーンセンターの売電電力というのは、多分固定価格買取り制度の対象になっていると思いますけれども、その確認をしたいと思います。

それから、今の電力の売却に関してですけれども、幾らで売却をしているのかということと、それから当然組合としては操業において電力を電力会社から買っているわけで、そうした中での電力価格との差はどのぐらいあるのかということを確認したいというふうに思います。

3つ目として、当然安く売却しているというふうに思いますが、こうした八穂クリーンセンターの電力というのを弥富市内の小・中学校や市役所などの公共施設に供給することを検討してはどうかと思いますが、その点についての考え方をお尋ねします。

要旨の2つ目として、環境事務組合ではこれまで基幹的設備改良事業などを行ってきて、特にこの第2次事業については省エネルギー対策などを今積極的に行っていますけれども、そういった点では消費電力そのものが全体として下がっていくのではないかとというふうに思います。そうすると、契約電力の見直しということも視野に入ってくると思うんですが、この10年間について契約電力の見直しを行ってきたのか。その場合は、そうしたときの価格の推移、今の契約電力の価格の推移についてお尋ねをしたいと思います。

2件目の問題として、鹿伏兎町の津島市最終処分場内の土地に関する件ですが、津島市の最終処分場内の組合所有の土地に関して、今年度から津島市に購入してもらうように働きかけていくんだという方針が出されました。管理者の中には当然津島市も入っておりますので、非常に話しづらいところではあると思いますけれども、現在の状況について、また解決の見込みについてお尋ねをしたいと思います。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

まず1点目でございますが、FITの対象になっているかということでございますけれども、現在はFITの対象となっておりません。ただし、平成25年3月1日から平成30年6月30日までFITの対象となっておりました。

第2期基幹的設備改良工事で循環型社会形成推進交付金から二酸化炭素排出

抑制対策事業費交付金に切り替えるに当たり、F I T制度の対象になっていないことが条件であったため、認定期間が令和4年8月末までであるF I Tの高い単価で継続するか、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金の交付率2分の1を受けるかを比較し、交付金を受けたほうが有利であったため、F I Tを取り下げ、交付率を3分の1から2分の1に変更しました。

平成28年から電力の自由化により電力の単価が下がり、F I T価格も影響を受けていたため、交付金をもらったほうが有利でありました。また、発電量はごみ量やごみ質により左右されるため、事業費から算出される交付金を受けたほうが確実でありました。

2点目の余剰電力を幾らで売却しているかということでございますが、今年度は、全季節・全時間帯で1キロワットアワー当たり税抜きで8.6円でございます。電力会社からの購入の単価は、夏に12.3円、その他の季節は11.42円で購入をしております。いずれも税抜きの価格でございます。電力の売却も購入に関しましても、入札を行っております。

あと、安く売却をしているなら小学校や市役所に供給ということでございますけれども、ごみの発電に関しましては、ごみを燃やしている性質上発電量にばらつきがあり、八穂の発電能力は他施設ほど大きくなく安定的に供給ができないため、他施設への供給には向かないと考えております。また、送電を行うには小売電気事業者として登録をするか、小売電気事業者を間に入れる必要があります。長野市は新設から始めたモデル事業であり、八穂クリーンセンターは既存の設備で比較は困難かもしれませんが、状況を確認し、現在はモデル事業の期間中であるため、モデル事業の期間終了後、メリット・デメリット等情報収集をしていきたいと考えております。

契約電力の推移でございますが、平成23年12月までは3,800キロワットで基本電力を契約しておりました。平成24年1月から平成24年5月までは3,040キロワットで契約しておりました。平成24年6月から現在に至るまで2,400キロワットで契約をしております。熔融炉停止に伴う契約電力の見直しをしてまいりました。

価格の推移については、基本電気料金の単価として一時的に上昇もございましたが、基本的には下がってきております。平成24年度の常用線の基本料金が1キロワット当たり2,408円ございましたが、現在令和2年度は308.1円となっております。その間に最低価格が285円というときがございました。

年度の総額では、電力の使用状況により使用電力の増減はしております。契約電力は、基幹的設備改良工事の後に必要量を見極めて契約変更をしていきたいと考えております。以上です。

○次長兼総務課長兼出納室長

私からは、鹿伏兎の津島市最終処分場の土地に関する件を回答させていただきます。

交渉の現在の状況でございますが、現在もまだ協議中でございます。できるだけ早く解決したいと考えております。よろしく申し上げます。

○3番（真野和久君）

それでは、最初のほうですけれども、今は交付金をもらったほうが有利だということで買取り制度には外れているということでありました。確かに、ごみ処理においての発電量による発電なので、発電できる電力量が不安定だということは分かりました。ただ、いわゆる一般の電力価格よりも安く提供できるのではとか、そうしたこともぜひ検討していただきたいと思います。

ただ、長野市のほうの事業そのものは20年ぐらいやっていく話なので、多分途中で当然一定の方向性は出てくると思うので、ぜひそうしたことを含めて検討をしていただきたいなあというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

それと、もう一つ提案なんですけど、基本的に小売業者にならなくてはならないと思うんですけれども、現在売却している電力は結構安定して売却していると思うんですけれども、こうした電力をいわゆる組合の既存施設、例えば上野センターとか新開センターとかの電力として融通することはできないのか、その点についてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、津島市の最終処分場の土地の話ですけれども、協議中でできるだけ早くやりたいということでもありますけれども、ただ、方法としては売却しか方法はない。原状復帰してもらっても活用のしようがないのでは思うんですけれども、そうしたところでいうと今どういった状況で進んでいるのか、一定めどが立ってきているのか。そういったようなところの話ができれば、ちょっと確認をしたいというふうに思います。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

上野センターとか新開センターに送電ができないかということでございますが、こちらの両センターに送電をするとすると、小売電気事業者になるか、電力売却と購入を一体とした契約を小売電気事業者と契約することとなりますが、送電線の使用料の支払や計画値同時同量制度といたしまして、計画を出したとおりの発電をしないと計画を超えた分の発電の売却単価が下がったりですとか、足りない分は電力会社から買わないといけないというような制度がございますので、そういったことが課されるとなり、不利になると考えております。

○次長兼総務課長兼出納室長

鹿伏兎の件ですが、売却するという方針は変わってございません。お互いそのことについて現在も協議しているところでございます。

○議 長

よろしいですか。

○3番（真野和久君）

はい。

○議長

それでは、これで一般質問を終わります。

続きまして、日程第8、「諸般の報告について」は、監査委員から例月出納検査の結果、令和2年3月分から9月分までの各月の一般会計の関係帳簿は正確であり、併せて地方自治法第199条第4項の規定による令和2年度定例監査の結果は適正に処理されていたと報告がございました。

次に、議案配付に合わせて事前の資料配付がされました経過報告の質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって経過報告を終わりたいと思います。

以上をもちまして、本会議に付議されました案件は全部議了されました。

閉会を宣するに当たり、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者（愛西市長）

閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

提案をさせていただきました案件につきましては、慎重に議論をいただき、また認定・御議決をいただきまして、誠にありがとうございました。環境事務組合といたしましては、様々な問題を抱えておりますが、我々管理者といたしましてはしっかりと対応していきたいというふうに思っております。

時節柄、寒暖の差も一段と大きくなってまいりました。議員各位におかれましては、体調管理に十分御留意をいただき、それぞれの立場で御活躍をされますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長

これをもって令和2年第2回海部地区環境事務組合議会定例会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

（午後 3時46分 閉会）

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

海部地区環境事務組合

〃 議 会 議 長 吉 田 正 昭

〃 議 会 議 員 伊 藤 恵 子

〃 議 会 議 員 森 口 達 也